

新型コロナウイルス感染症に対する当社の対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルスによる社内外への感染拡大防止と、お取引先様、従業員とその家族の安全確保を最優先しつつ、事業継続に向けた下記の対応を実施しております。関係者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 職場の感染防止

- (1) 緊急事態宣言区域ならびにまん延防止等重点措置区域においては、業務に支障が無いことを前提に、在宅勤務とする。
- (2) 公共交通機関における通勤時の混雑を回避するため、マイカー、自転車、徒歩、時差出勤を推奨する。
- (3) 事務所等密閉空間となる場所の換気を①始業前、②10時、③昼休み時、④15時の計4回各10分程度実施する。
- (4) 毎朝礼時に必ず従業員の健康状態について確認を行う。

2. 国内外への出張・来訪制限

- (1) 海外出張は原則禁止とする。
- (2) 緊急事態宣言等政府からの行動制限要請区域で開催される社外での展示会、セミナー、会議等へ直接会場に赴く参加を消極扱いとし、オンラインでの参加を推奨とする。
- (3) 現地調整等については、お客様等の対応・判断に従うものとする。
- (4) 営業所や各工場間等の相互往来を必要とする会議等は、WEB会議システムにて実施する。
- (5) 海外拠点からの帰国者は、帰国後14日間は出社を禁じ、自宅、ホテル等に待機とする。
- (6) 緊急事態宣言エリアからの来訪は、ご遠慮頂く。ただし、業務上やむを得ない場合は、先方と協議の上、決定する。

3. ご来社いただくお客様へのお願い

- (1) 入室時におけるマスクの着用（当社従業員もマスク着用で対応）
- (2) 手・指のアルコール消毒、検温の実施
- (3) 来社受付票の記入

4. その他

- (1) 宴会の自粛
- (2) 体温が37.5℃以上ある場合は、出勤禁止ならびに来訪者入場お断り
- (3) 当該ウイルス感染者が発生した場合は、所管の保健所に報告の上、その指導に基づき対応するとともに、ホームページ等を通じ速やかに外部へ公表する。
- (4) 当社が緊急事態宣言で対応した在宅勤務等の情報は、ホームページに掲載し、必要に応じ適宜更新する。

5. 在宅勤務の状況

東京営業所及び大阪営業所では、緊急事態宣言等政府からの行動制限要請期間中は、原則在宅勤務とし、一部の従業員のローテーション出社により最小限の体制にて営業しております。そのため、お取引様や関係者の皆様からのお問合せに関しましては、通常時より時間を要する可能性がございます。ご不便、ご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げますとともに、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上